

廃棄物関係ガイドライン

事故由来放射性物質により汚染された
廃棄物の処理等に関するガイドライン

平成25年3月 第2版

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「法」という。）が議員立法により可決・成立し、公布されました。

法は、事故由来放射性物質による環境汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減していくことを目的として、除染、汚染された廃棄物の処理等について規定しています。このうち、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物については、特定廃棄物、指定廃棄物、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物等に類型化し、その要件、処理責任、処理方法等について規定されました。この法は、関係政省令、告示を制定した上で、平成 24 年 1 月より全面施行されました。

環境省では、法が全面施行されるにあたり、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の調査、保管、収集・運搬、処分について、法及び関係政省令の規定や具体的な方法等を、これらの廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等の関係者の方々に具体的にわかりやすく説明するため、廃棄物関係ガイドライン（第 1 版）を平成 23 年 12 月に策定しました。

第 1 版のガイドライン発刊後、汚染された廃棄物の処理に向けた取組が進み、新たな知見が得られたこと、また、法に基づく省令及び告示が改正・公布されたことから、こうした事項等を新たに盛り込み、可能な限り図表等を分かりやすくするなどの改訂を行い、このたび廃棄物関係ガイドライン（第 2 版）を発刊するに至りました。

本ガイドラインは第 1 版策定時には五部構成でしたが、今回「特定廃棄物関係ガイドライン」を追加し六部構成となりました。第 1 版のガイドラインと同様、廃棄物の区分ごとに異なる関係者の方々に使いやすいよう整理された構成となっております。

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理は喫緊の課題であり、これら廃棄物の適正かつ円滑な処理が進展するよう、本ガイドラインを役立てていただけると幸いです。